

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
たるときは、
翌日)

目次

◇規則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則(社会課)

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(農地経済課)

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の3の(一)の表中

一四、四〇〇円	一八、三〇〇円
二三、四〇〇円	三〇、〇〇〇円

二六、七〇〇円	三一、九〇〇円	四〇、四〇〇円	五、八〇〇円
四一、七〇〇円	四八、九〇〇円	六一、一〇〇円	八、三〇〇円

一四、五〇〇円	一八、四〇〇円	二六、九〇〇円	三二、二〇〇円
二三、五〇〇円	三〇、三〇〇円	四二、一〇〇円	四九、三〇〇円

四〇、七〇〇円	五、九〇〇円
六一、七〇〇円	八、四〇〇円

に改め、同号の3の(二)の表中

四、八〇〇円	六、四〇〇円	九、七〇〇円	一一、七〇〇円
七、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一四、二〇〇円	一六、八〇〇円

一四、九〇〇円	二、〇〇〇円	四、八〇〇円	六、五〇〇円
二二、二〇〇円	二、七〇〇円	七、五〇〇円	一〇、〇〇〇円

〇〇円	九、七〇〇円	一一、八〇〇円	一五、〇〇〇円	二、〇〇〇円
〇〇円	一四、三〇〇円	一六、九〇〇円	二一、三〇〇円	二、七〇〇円

〇円
〇円

に改め、同表第八号の3の(イ)中「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同表第十二号の3中「六九、〇〇〇円」を「七一、〇〇〇円」に改める。

別表第二第一号の1の(イ)中「一二、八〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改め、同号の1の(ロ)中「八、六〇〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同号の1の(ハ)中「七、七〇〇円」を「七、八〇〇円」に改め、同号の1の(ニ)中「一二、三〇〇円」を「一二、八〇〇円」に改め、同号の1の(ヘ)中「一二、一〇〇円」を「一二、六〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和六十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

<p>(ウ) 食鶏飼育省エネルギー暖房技術で食鶏飼育における暖房用エネルギーに必要な施設の設置に要す</p>	<p>(エ) しいたけ生産安定技術導入資財図るために必要な施設の設置又</p>	<p>(イ) パイプハウス養豚技術導入資財の低減及び環境の保全を図るを利用した簡易豚舎の設置に要</p>
--	---	--

別表第十一号中

金 養豚経営において生産 ために必要なパイプハウス する資金	一セット(肉豚 四十頭分)につ き三十七万九千 円	五年以内	
金 しいたけの生産安定を は機械の購入に要する資金	一セット(発生 ほだ木八千本分) につき百五十三 万七千円	五年以内	
金 しいたけの生産安定を は機械の購入に要する資金	一セット(二万 五千羽分)につ き五百八十万円	五年以内	

を

(内) パイプハウス養豚技術導入資金 養豚経営において生産
 費の低減及び環境の保全を図るために必要なパイプハウス
 を利用した簡易豚舎の設置に要する資金

 (外) いちご夜冷育苗技術導入資金 いちごの安定早出し栽培
 を行うために必要な施設の設置に要する資金

一セット(肉豚 四十頭分)につ き三十七万九千 円	五年以内	
一セット(苗一 万本分)につ き百五十七万円	五年以内	

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表中

倉田団地

第二種
営住宅

一〇

八、二〇〇円

を

倉田団地

第二種
営住宅

一一

二六、九〇〇円

に、

湯所町第
二団地

第二種
営住宅

一二

六、九〇〇円

を

湯所町第
二団地

第二種
営住宅

(一) 一〇一号、一〇四号、一〇五号、二〇一号、二〇四号、二〇五号、三〇一号及び三〇四号の住宅

八

三三、一〇〇円

(二) に掲げる住宅以外の住宅

六

二七、〇〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年八月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】